

第六十二回
帝國議會
貴族院

昭和七年法律第一號中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル

爲公債發行ニ關スル法律案

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シ

タル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法

律案

昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部

停止ニ關スル法律案

國債ノ價額計算ニ關スル法律案

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案

委員氏名

委員長

子爵前田 利定君

副委員長

木村清四郎君

侯爵大隈 信常君

侯爵細川 護立君

伯爵奥平 昌恭君

子爵梅小路定行君

大島 健一君

柄内會次郎君

男爵菊池 武夫君

男爵井田 磐楠君

男爵小畑大太郎君

加藤政之助君

古島 一雄君

大橋新太郎君

金杉英五郎君

五十嵐甚藏君

見目 清君

本間千代吉君

昭和七年六月十一日(土曜日)午前十時九

分開會

○委員長(子爵前田利定君) ソレデハ是カ

ラ委員會ヲ開會イタシマス、皆サン御聽キ

ノ通りニ、大藏大臣ハ只今チヨット他ノ事

ニ差支ガゴザイマシテ本席ヘハ參リマセヌ

ガ、政府委員ガ居リマスカラシテ、政府委

員カラ一應昭和七年法律第一號中改正法律

案外五件ノ説明ヲ承リマシテ、質疑ヲ願フ

ヤウニ致シタイト思ヒマス、是ハ本議場デ

大藏大臣カラ説明ガアッタコト思ヒマス

ガ、私居リマセヌデシタカラ、甚ダ御手數

デスケレドモ、要領デ宜シウゴザイマスカ

ラ、各案ニ付テ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(富田勇太郎君) ソレデハ私ヨ

リ各案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ゲマス、公

債關係ノ分ガ四ツアリマスガ、ソレニ付キ

マシテ私ヨリ御説明ヲ申上ゲマス、第一ハ

昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲

メ公債發行ニ關スル法律案デアリマス、昭

和七年度一般會計ニ於キマシテ、既ニ成立

イタシテ居リマスル所ノ公債法ニ依リマシ

テ、公債ヲ募集スル金額、竝ニ滿洲事件ニ

關スル經費支辨ノ爲メ發行ヲ要シマスル公

債金額ノ外ニ、歳入ノ不足ヲ補填スル爲メ

一億六千五十餘萬圓ノ公債ノ發行ヲ必要ト

スルノデアリマス、其發行ノ爲メ新タニ起

債ノ權能ヲ得ルコトガ必要デアリマス、尙

ホ昭和七年度ノ歳出ニ於キマシテモ、其中

若干ノ金額ハ例年ノ如ク翌年度ニ繰越サル

ル結果ニナルノデアラウト存ゼラレマスル

ガ、其繰越額ノ財源ハ必ズシモ七年度内ニ

起債スルコトヲ必要ト致シマセヌ、爲ニ翌

年度ニ募債スルコトヲ爲スヲ適當ト存ジマ

ス、之ガ昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ

充ツル爲メ公債發行ニ關スル法律案ヲ提出シ

マシタ譯デアリマス、ソレカラ第二ハ滿洲

事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ公債發行ニ關ス

ル法律案デアリマス、去ル六十一帝國議會

ニ於キマシテ、滿洲事件ニ關スル經費支辨

ノ爲メ六千七百五十萬圓ヲ限リ、公債ヲ發

行スルコトヲ得ル法律ノ成立ヲ見マシテ、

之ニ依ッテ大體本年度五月分マデノ經費ヲ

支辨スルコトヲ得ル次第デアリマスルガ、

今後明年ノ一月マデニ、更ニ滿洲事件費ト

シテ約一億七千二百五十萬圓ヲ必要トシマ

スルシ、又別ニ二千萬圓ノ豫備費ヲ設クル

必要ヲ認メマシタコトハ、既ニ本議場ニ於

テ大藏大臣カラ説明シタ通りデアリマス、

而シテ是等經費ノ財源ハ、普通ノ財源支辨

ト致シマスルコトガ困難デアリマスルノミ

ナラズ、尙ホ本經費ノ性質ニ鑑ミマシテ、

之ヲ公債ニ依ルコトヲ致シマシタルガ爲メ

ニ、前議會ニ於テ御協賛ヲ得マシタル滿洲

事件ニ關スル經費支辨ノ爲メ公債發行ニ關ス

ル法律案、其ノ中ノ發行限度ヲ更ニ改正増

加スルノ必要ガアリマスルノデ本案ヲ出シ

タ譯デアリマス、ソレカラ第三ニハ行政整

理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等

ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案デアリ

マス、政府ニ於キマシテ、昨年ヨリ引續キ

實行イタシテ居リマスル所ノ、行政整理等

ニ依リマスル所ノ官吏其他ノ雇員傭人等ノ

人員ノ整理ハ、既ニ其ノ大部分ヲ終了イタ

シタノデアリマス、之ニ依リマシテ退官退

職イタシマシタル所ノ人員ハ、一般會計、

特別會計ヲ通ジマシテ約二万人ニ上ボッテ居ルノデアリマス、而シテ今日一般經濟界不況ノ時機ニ際シマシテ、是等多數ノ人、ガ一時ニ其職ヲ去リマスルニ付キマシテハ、之ニ適當ノ待遇ヲ與フルコトノ必要ナコトハ申スマデモナイコト、考ヘマシテ、先例モアリマスルシ、其職ヲ離レマスル者ニ對シテ、ソレノ特別ノ賜金ナリ、又ハ手當ヲ支給スルコトノ計畫ヲ致シタノデアリマス、是等特別ノ賜金又ハ手當ハ公債ヲ以テ交付スルノ必要ガアリマス、是ガ此法案ノ提出ノ理由デアリマス、其ノ次ハ昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル法律案デアリマス、現行ノ法制ニ於キマシテハ、國債償還資金トシテ毎年度、前年度初メ現在ノ國債總額ノ萬分ノ百十六以上ニ相當スル金額ヲ繰入レルコトニナッテ居ルノデアリマスルガ、目下ノ我國ノ財政ハ歲入ガ非常ニ減ジテ居リマシテ、是ガ爲ニ各會計ニ於テ多額ノ公債發行ヲ必要トスルコトニ至ッタノデアリマス、デスウ云フ狀態デアリマスルカラ、一方ニ於テ多額ノ公債ヲ募集シ、他方ニ於テ相當多額ノ公債償還ヲ行フト云フコトヨリモ、寧ロ國債償還資金ノ繰入ヲ一部停止シマシテ、其金額ダケ新規ノ起債ノ減少ヲ圖ッタ方ガ適當デアル、斯

ウ云フ考ヲ以チマシテ當分ノ間國債總額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ノ繰入ハ、其三分ノ二以內ダケヲ減少シマス、又一般會計ニ於ケル前々年度ノ歲計剩餘金ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ減債基金ニ繰入レルコトニナッテ居ルタノデアリマスガ、其繰入ハ全部之ヲ停止スルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ此震災手形善後處理法第二條ニ依リマシテ震災手形ノ善後處理ノ爲ニ貸付ケマシタル金ノ辨償金ハ當該年度ニ於テ收入シマシタルモノノ全部ヲ國債償還基金ニ充當スルノガ從來ノ方針デアリマシタガ、此分ハ變更シナイコトニ致シマス、唯是ガ爲ニ本法律案ニハ第二項ノ設ケガアリマス、デ是ハドウ云フコトデアアルカト申シマスルト云フト震災手形善後處理法ニ依リマスル所ノ貸付金ノ還ッテ來タモノハ、是ハ同法律ノ規定ニ依リマシテ發行シマシタル所ノ公債ノ償還ニ充テマスル爲ニ之ヲ一般會計カラ國債整理基金特別會計ニ繰入レルコトニナッテ居ルノデアリマスルガ、此國債ノ現在高ハ即チ震災手形善後處理公債ノ現在高ハ國債整理基金特別會計法ニ依リマスル所ノ萬分ノ百十六ト云フ計算ヲナシマスル場合ニ於テ、其國債總額ト云フ中ニ入ッテ居リマスルカラ前ニ中シマシタル貸

付金ノ辨償金ノ繰入額カラ此萬分ノ百十六ニ相當スル金額ダケハ之ヲ差引キマセヌト云フト、其分ダケガダブルト云フ計算ニ相成リマスルカラ、其コトヲ此處ニ規定シタノデアリマス、然ルニ本法案ニ依リマシテ萬分ノ百十六ノ繰入ノ率ハ三分ノ一ニ減ゼラレマスルカラ震災手形貸付金ノ公債ニ付テノ繰入ノ率モ同様ニ減ゼラレナケレバナリマセヌ、其點ノ規定ガ入ッテ居ルノデアリマス、デ本改正ノ結果昭和七年度ノ國債償還資金ノ繰入額ハ豫定額ヨリ四千七百七十七圓ヲ減少シマシテ二千六百八十三萬餘圓ト相成リマス、正確ニ申シマスレバ、豫定額ノ合計ガ一般會計特別會計ヲ通ジマシテ七千三百九十萬七千七百二十八圓デアリマシタ中カラ、四千七百七十七圓九百七十一圓ト云フモノヲ減少イタシマシテ、殘ルノガ二千六百八十三萬四千七百五十七圓ト云フ計數ニ相成リマス、尙ホ御承知ノ如ク外債ニ付テハ英貨公債、米貨公債ニハ契約上ノ義務トシテ毎年一定額ヲ償還スルト云フコトニ相成ッテ居リマス、其償還義務額ガ英米貨公債ヲ通ジマシテ昭和七年度分ガ約一千萬圓デアリマス、デアリマスカラ七年度ノ減債基金ノ殘ッテ居ル額ガ二千六百八十三萬デアリマスルカラ、此英米貨公債ノ

償還義務額ヲ支辨シマシテモ、尙ホ多少内地ニ於テ使ヒ得ル金ガアリマス、ソレガ約千五百萬圓ニ相成ル計算デアリマス、ソレカラモウ一ツ法案ガアリマス、國債ノ價額計算ニ關スル法律案デアリマス、所謂國債優遇ニ關スル法律案デアリマス、デ國債ノ相場ハ一般經濟界ニ於キマスル所ノ金利ノ高低ナリ或ハ國債發行額ノ多少等ノ關係カラ常ニ動搖スルコトハ已ムヲ得ナイノデアリマスルガ、國債以外ノ社債デアリマスルトカ、或ハ株券デアルトカ云フヤウナ有價證券ニ比較シマスルト云フト、其價格ノ變動ノ程度ハ甚ダ少ナク、縱令一時特殊ノ事情カラ相當相場ガ低落スルコトガアリマシテモ、間モナク回復ヲ見ルノガ通例デアリマス、從ッテ少シ長イ期間ヲ通シテ見マスルト云フト、國債ニ付キマシテ一定ノ標準ノ價格ヲ持チマシテ之ヲ財産目錄ニ記載スルコトヲ得ルコトニ致シマシテモ、大シタ不都合ヲ生ジマセヌ、ノミナラズ是ガ爲ニ國債ノ所有者ニ大ナル便利ヲ與ヘ國債ノ發行ヲ容易ニシ、且ツ其價格ノ維持ニ資スル所ガ多イ譯デアリマス、ソレデアリマスルカラシテ國債ノ價格ヲ財産目錄ニ記載イタシマスル場合ニ於キマシテ、商法ノ財産評價ニ關スル規定ニ特例ヲ設クルコトヲ適當ト考ヘマ

シテ此法律案ヲ出シタ譯デアリマス、御承知ノ如ク商法ノ第二十六條ノ第二項ニ於キマシテ財産目錄ニ動産不動産債權其他ノ財産ノ價額ヲ記載イタシマスルニハ、財産目錄調製ノ時ニ於ケル價額ヲ超ユルコトヲ得ズト云フ規定ニ相成ッテ居リマス、財産ノ評價ニ付キマシテハ所謂時價主義ト云フモノヲ採用イタシテ居リマス、然ルニ此時價主義ハ一時ノ財産狀態ヲ現ハスニハ適當デアリノデアリマスガ、長イ間ノ財産ノ狀態ヲ現ハスモノデハナイノデアリマスルカラ、國債ノヤウナ償還期ニハ必ズ額面ヲ以テ償還シテ呉レル、且ツ確定ノ利拂ノアル證券ニ付キマシテハ必ズシモ此主義ヲ徹底サスル必要ガナイト思ハレルノデアリマス、然ラバ商法ノ例外ヲ設ケルトシテ如何ナル價格ニ依ッテ評價セシムルコトガ最モ適當デア

ルカト申シマスルト云フト、國債發行價格ハ發行ノ時期ニ於ケル最モ公正ナル時價ヲ現ハシテ居ルモノト見ルベキモノデアリマスルカラ、之ニ依ルノガ最モ宜シイト考ヘマス、從テ此法案ハ發行價格ニ依ラシムルコトヲ原則ト致シテ居リマス、唯標準發行價格ト云フコトニ致シマシタノハ、大體ハ實際ノ發行價格ヲ採用スルノデアリマスルガ、例ヘバ交付公債ト云フヤウナ場合ニハ額面デ以テ發行ヲ致シマスルカラ、此發行ノ時ノ公債ノ時價ト全ク關係ノナイモノモアリマスルシ、又同ジ既往ノ公債デアリマシテ、發行價格ガ違ッテ居ルモノガアリマスルカラ、斯ウ云フモノハ大藏大臣ニ於テ一定ノ標準ナル價格ヲ定メル必要ガアリマス、ソレデ大藏大臣ハ隨時各種ノ公債ニ付テ、標準發行價格ト云フモノヲ告示スルト云フコトニ致シタノデアリマス、尙ホ此法案ノ趣旨ハ時價ノ値下リカラ生ジマス所ノ不利益ヲ避ケシムルノガ目的デアリマスルカラシテ、積極的ニ詰リ評價益ヲ出サシテ、例ヘバ會社ノ配當資金ニ向ケサセルト云フヤウナコトハ避ケヌトイケマセヌカラ、此不當ナル評價益ヲ出スコトヲ避ケマス爲ニ、此公債ヲ買入レル場合ノ時價ガ前ニ申シマシタル標準發行價格ト云フモノヨリ低イ場合ハ、此取得ノ際ノ時價ヲ超エテ評價スルコトハ出來ナイト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ外債ニ付キマシテハ今日ノ經濟狀況カラ見テ本邦人ニ此外債ノ投資ヲ獎勵スルガヤウナコトハ是ハ避ケル必要ガアリマスカラシテ、此法律カラシテ之ヲ除外シタノデアリマス、尙ホ此法律ヲ施行ノ際ニ於テ、現ニ持ッテ居リマス所ノ公債ニシテ、最終ノ財産目錄調製前ニ取得シマ

シタルモノハ、過去ニ遡ッテ取得價格ヲ調査スルコトハナカナ困難デアリマスノト、又一ミ取得ノ時ニ遡ッテ之ニ依ラシムル必要モアリマセヌカラシテ、是ハ最終ノ財産目錄調製ノ時ニ買ッタモノデアルト云フコトニシマシテ、其時ノ時價ニ依ラシムルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ明治三十八年法律第二十九號、是ハ日露戰爭ノ時ニ發行シマシタル公債デアリマスルガ、其公債ノ評價ニ關シテハ特ニ其最低ノ發行價格ニ依ッテ評價スルコトニナッテ居ッタノデアリマスルガ、今日ハモウ既ニ其時價ガ騰テ居リマスルカラシテ、之ヲ存続スル必要モアリマセヌシ、又本法ニ依ッテ其目的ヲ達シ得ラレマスカラシテ、其法律ハ之ヲ廢止スルコトニ致シタノデアリマス、以上公債ニ關スル分ダケヲ御説明申上ゲマス

○政府委員(總員詮三君) 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、昨年六月カラ七月ニ互リマシテ、一般官公吏ノ減俸ヲ行ヒマシタノデアリマスルガ、現行ノ恩給法ニ於キマシテハ、恩給ノ額ヲ恩給法自身身一定額ニ定メテ居リマスルモノト、ソレカラ退職當時ノ俸給ヲ基礎ト致シマシテ、ソレノ一定率ニ依リマシテ算出イタシマスル所ノモノト恩給ノ定メ方ガ二色アリマスルガ、其内俸給ヲ基礎トシテ算出イタシマスル所ノ恩給ハ、軍人ノ恩給ニ於ケルガ如ク定額ヲ定メテ居ルモノト違ヒマシテ、自然減額セラレルコトニナッタノデアリマスガ、此減俸ハ政府ニ於キマシテ臨時措置ト考ヘテ居リマスカラ、其結果ガ恩給ニマデ及ブコトハ適當デナイト考ヘテ居リマスノデ、ソコデ減俸ニ依ッテ生ズル減額ノ分ニ對シテハ補給スルノ途ヲ講ズル必要ガアル次第デアリマス、是ガ此法律案ノ第一條ノ理由デアリマス、又或種ノ公務員即チ教育職員ニ於キマシテハ恩給ノ受給者ガ再任イタシマシタ時ハ、他ノ公務員トハ別ニ現行法ノ九十九條ト云フ規定ガアリマシテ恩給ノ全部ヲ停止イタシマセヌデ、再度ノ俸給額ガ前ノ俸給額ニ及バナイ部分ヲ恩給デ補足シテヤルト云フコトノ制度ニナッテ居ルノデアリマス、此種ノ公務員ニ於キマシテハ昨年ノ減俸ニ依ッテ恩給ハ法規上自動的ニ俸給額ダケ餘分ニ給與サレルト云フ結果トナリマシテ、固ヨリ給恩額其モノハ變リマセヌガ、現實ノ支給ハサウ云フ結果トナリマシテ減俸ガ意味ヲナサナイト云フコトトナリマシテ、他ノ者トノ間ニ權衡ヲ失スルコトナルノデアリマス、故ニ此自然的ニ増給サレル部分ヲ此儘ニ止メテ置

クト云フ必要ガアリマスノデ、ソレヲ直シ
タイト云フノデアリマス、尙ホ此上ニ是ト
ノ權衡上、現實ノ減俸ハ受ケナイ俸給額デ
ハアルガ、只今申上ゲマシタ所ノモノトノ
權衡上、矢張り恩給モ自然増給ト同ジ結果
ニナリマスルモノニ付テハ、之ヲ一樣ニ取
扱テ行カナケレバナラヌト云フヤウナコ
トガ生ジテ参リマスルノデ、此點ヲ是正ス
ル爲ニ第二條ノ規定ヲ作ラタ次第デアリマ
ス、尙ホ此法律ガ施行サレマシタ致シマ
シテ、其結果此法律ノ適用ヲ受ケマスル者
ハ平常ノ年ト云フモノヲ考ヘマシテ、第一
條ノ適用ヲ受ケマス者ハ人員ニ於テ約五千
七百人、金額ニ致シマシテ年額三十一万九
千圓ト云フモノガ國庫ニ於テ増額負擔ス
ルコトニナル次第デアリマス、第二條ノ規
定ノ適用サレマス結果ヲ考ヘテ見マスルト
人員ニ於テ約六百人、金額ニ致シマシテ六
万八千圓バカリ國家ガ支給スル額ガ減ルト
云フ結果ニナル譯デゴザイマス

○委員長(子爵前田利定君) 此第二條ト云
フノハ教職員ノ恩給法デスカ
○政府委員(樋貝三三君) 教職員ノ方ノ恩
給デス
○委員長(子爵前田利定君) 一應政府委員
カラノ説明ヲ聽キマシタ次第デアリマス

ガ、ドウカ案其モノニ付キマシテ御質問ゴ
ザイマスナラバ此際願ヒタイト思ヒマス

○加藤政之助君 私ハ案其モノニ付テ質問
應答フスル前ニ、公債ノ現狀ニ付テノ概念
ヲ確カメルガ爲ニ、書キ物ニシテ材料ガ欲
シイト思フノデアリマス、其欲シイト思ヒ
マスル五六ノ要求ヲ此際イタシテ置キタイ
ト思ヒマス

○政府委員(子爵前田利定君) 宜シウゴザ
イマス

○加藤政之助君 ソレハ臨時部交付公債赤
字補填ト、此七年度ニ於テ發行スル公債總
計、是ガ引括メマシテ幾ラニナリマスカト
云フコトト、ソレカラ内外債ノ此七年度末
ニ於ケル總額ガ幾ラニ達スルデアラウカ、
ソレカラ公債償還ノ爲ニ万分ノ百十六ヲ年
年繰入レタノデアリマスガ、ソレヲ只今ノ
御説明ニ依ルト三分ノ二減ズルト此金額ハ
幾ラト云フ御説明ガアリマシタガ、ソレヲ
書類ニハッキリ書イテ御示シテ願ヒマス、ソ
レカラ内外債ノ價格、是ハ七年度、本年ノ
一月以來ドウ云フ足取デ騰落シテ居ルカ、
其大體ガ御分リニナリマスレバソレヲ願ヒ
マス、ソレカラ政府、公共團體及諸會社、
是ノ外債總額、ソレガ爲替下落ノ爲ニ其元
利拂ニ及ボス差損額ガドレダケ、以上ノ項

目ニ付テ書類トシテ御提出ヲ願ヒタイト思
ヒマス

○委員長(子爵前田利定君) 今加藤委員カ
ラシテ材料ニ付テノ政府ニ對スル御請求モ
ゴザイマスカラ、ソレト同様ナヤウナ御請
求ガアリマスレバ、此際御申出ヲ願ヒマス、
先ヅ御質疑ノ前ニ……

○加藤政之助君 今ノ中ノ減債基金ノ繰入
停止ノ金額ガ幾ラニナルカ計數ハ……

○政府委員(富田勇太郎君) 御手許ニ配
テアルサウデアリマスガ

○加藤政之助君 サウデスカ、マダソレヲ
拜見シナイノデスカ其後ノヲ……

○政府委員(富田勇太郎君) ソレ以外ノモ
ノヲ御廻シ致シマス

○加藤政之助君 剩餘金カラ出マス四分ノ
一ト云フモノハ剩餘金ガナイカラ全然ハ
ナイデセウナ

○政府委員(富田勇太郎君) 今後ハ多少ア
リマシテモ全部停止スル考デアリマス

○加藤政之助君 私ハ尙ホ御質問シタイコ
トガアリマスガ、成ルベク大藏大臣ガ出席
サレタ時ニ質問ヲ致シタイト思ヒマス、ソ
レハ大藏大臣ノ此間本會議ニ於テ發言サレ
タ事柄ニ關係ガアル、ソレデ明後日出席サ
レレバ其時ニ質問ヲ致シマス

○委員長(子爵前田利定君) 如何デセウ
カ、各案々々其モノニ付テノ御質疑ニ對シ
マシテハ政府委員ガ居ラレマスカラ十分ダ
ト思ヒマスガ、大體ノ公債政策トカ、或ハ
公債ノ償還トカ云フ政策上ニ付テノ御質問
デゴザイマスト大藏大臣ガ居ラレマセヌト
甚ダ不便ドラウト思ヒマスガ、大藏大臣ノ
御出席ヲ待ッテ大藏大臣ニ對スル……

○加藤政之助君 私ハサウ願ヒタイト思ヒ
マス

○委員長(子爵前田利定君) 他ノ諸君ハ如
何デアリマス

○金杉英五郎君 今日ハ此位、デ切上ゲテ十
三日ニテキパキヤテラッタドウデス

○委員長(子爵前田利定君) 如何デスカ、
出席シテ居ラレマス政府委員デ御宜シイ御
質疑ナラ、此際遊バシテ差支ゴザイマセヌ
ガ、只今大藏大臣ノ出席ヲ待ッテ大綱カラノ
質疑ヲシテカラ進ミタイト云フ御方モ居ラレ
ルヤウデアリマス……、御異議ガゴザイマ
セヌケレバ、今日ハ此程度ニ止メテ置キマ
シテ、十三日ニ大藏大臣ノ御出席ヲ待チマ
シテ、大綱カラ細節ニ互テ御質疑ヲ續行シ
テ戴クコトニ致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(子爵前田利定君) ソレデハ今日

ハ是デ散會イタシマス

午前十時五十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵前田 利定君

副委員長 木村清四郎君

委員

侯爵大隈 信常君

侯爵細川 護立君

子爵梅小路定行君

大島 健一君

栃内曾次郎君

男爵菊池 武夫君

男爵井田 馨楠君

男爵小畑大太郎君

加藤政之助君

大橋新太郎君

金杉英五郎君

五十嵐甚藏君

本間千代吉君

政府委員

内閣恩給局長 樋貝 詮三君

大藏省理財局長 富田勇太郎君

大藏書記官 川越 丈雄君

大藏書記官 賀屋 興宣君

昭和七年六月十一日印刷

昭和七年六月十二日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局